

荻田町・基金（財政調整基金・清掃施設建設基金、

計 6 件、17 億円）の運用について

「ユーロ円債・為替連動仕組み債券」にて運用の妥当性、及び実行までの諸事務手続きの経緯を考える。

本件中の資料は、荻田町情報公開条例制度による正規の請求・開示によるものです。

（平成 21 年 10 月 16 日より平成 22 年 6 月 30 日までの開示資料による）

平成 22 年 8 月 10 日作成

羽 廣 恭 二

荻田町・為替連動仕組み債券運用の問題点

1、 地方自治法・第 241 条 2 項及び地方財政法・第 8 条との関連事項

地方自治法「基金は条例で定める特定の目的に応じ、确实かつ効率的に運用しなければならない」

地方財政法「地方公共団体の財産は、常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない」

とあります。

現在、荻田町では「財政調整基金（15 億円）」「清掃施設建設基金（2 億円）」計 17 億円を原資として、ユーロ円債・為替相場連動仕組み債券なるもので運用しています。

財政調整基金の積み立て目的は、災害復旧、町財源の不足が生じたときの対応等の為に、又、清掃施設建設基金は清掃施設の建設及び大規模修繕用のための財源であります。

この様に特定の目的を有する基金であり、各々の基金条例として、その運用には、慎重な計画・配慮が必要とされるべきでしょう。

このユーロ円債は、約定日（契約日）時に設定した円為替レート（対米国ドル及びオーストラリア・ドル）が、円安ベースで進行しないと、年度毎の利息も無く又、中途解約おろか 30 年間・満期まで解約出来ない債券なるものです。

万が一、災害や税収財源の落ち込み、施設の装置・機械等のトラブルによる大修繕等が発生した場合、この大切な基金は本来の目的の為には対応できない状態、「塩づけ」状態となるでしょう。

- 1、 平成 19 年 8 月 8 日（5 億円）
- 2、 平成 19 年 8 月 29 日（5 億円）
- 3、 平成 20 年 2 月 1 日（2 億円）
- 4、 平成 20 年 7 月 15 日（1 億円）
- 5、 平成 20 年 7 月 16 日（2 億円）
- 6、 平成 20 年 10 月 14 日（2 億円）

以上、6 件 17 億円 日付は約定日

<6 件とも、満期償還 30 年>

この 17 億円の基金運用は、地方自治法・地方財政法の「确实かつ効率的」「常に良好の状態にて効率的に運用」の基準に該当するものでしょうか。 <地方二法違反>

2、「荊田町財政調整基金条例」との関連事項

(管理)条項 第3条

- 1、 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなくてはならない。
- 2、 基金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えることが出来る。

とあるが、

本件のユーロ円債・為替相場連動仕組み債は、各種の仕組みがあり、デリバティブ（派生）に富んだ複合金融商品です。また、各種のリスクが想定され、その確認を求めた約定書となっています。

更に、この債券は、有価証券届出書の提出など、日本の証券取引法・金融商品取引法に基づいた開示（内容開示・情報公開）は行われておりません。

このことは、プロの投資家を前提とした複雑かつ専門的な知識を必要とする難解な内容であり、一般投資家に開示しても理解出来ない程の仕組み債券なのです。

＜荊田町財政調整基金条例・管理条項・第3条違反＞

3、「荊田町清掃施設建設基金条例」との関連事項

(管理)条項・第3条

基金に属する現金は、次に掲げる方法にて管理するものとする。

- 1、 銀行その他の金融機関への預金
 - 2、 公債の保有
 - 3、 前2号に掲げるもののほか、町長が認める確実かつ有利な方法
- とあります。ユーロ円債・為替相場連動の債券にての基金管理は認められておりません。

＜荊田町清掃施設建設基金条例・管理条項・第3条違反＞

*以上、2件の基金条例の中の（管理）条項にある「最も確実かつ有利な方法」又、地方自治法・財政法に定められている「確実かつ効率的な運用」を行い「常に良好な状態にて管理する」とあるが、何を根拠に、このユーロ債券が該当するのか。仮に本債券が、認知された有価証券であり、元本保証であるとしても、満期償還までの30年後の物価上昇・インフレ率上昇で目減りした実損を、任期4年の町長が責任をとれるか。

*元本保証とは・・・本来の「元本保証」とは、短期（3年未満）又は中期（3年以上7年未満）での確実な利回りが見込め、中途解約の場合でも元本を回収できること。

本債券は仕組みとして利回り条件「ターゲット方式」「累積方式」なるものが設定され、円安にて進行すれば、設定された条件点に達した時、早期償還（3年から5年後を目安に想定したそうです。）されるという総花的な条件があります。しかし、約定日の米国ドル、オーストラリア・ドルの為替レートからすると、荊田町の場合、対USドル＝105円、対AUSドル＝86円以上の円安為替レートにならないと利息も発生しないし、早期償還なしに30年間凍結されたままの状態です。

*「ターゲット方式」とは、当初利息期間終了後の各年度の利払基準となる為替レ

- トが事前に示された値（ターゲット）以上となった場合に早期償還となる。
- *「累積方式」とは、当初固定の利息期間終了後、固定期間分の利息を含め、早期償還利率額に利息の実額の合計が到達した場合に早期償還となる

4、「荊田町債券運用指針」との関連事項

本債券運用指針に触れる前に、以下の事項を考慮する必要があると考えます。

地方自治体の財産及び基金の管理のあり方については、地方自治法・地方財政法及び荊田町基金条例 等の中で、それぞれ「良好な状態において」「確実かつ有利な方法」「確実かつ効率的な運用」なる非常に抽象的な、具体性の欠く表現であり、また、自治体の自己責任原則に適う公金の管理運用を行う基準として「荊田町資金管理並びに運用基準」があります。

その中で、「資金の管理並びに運用、」 項目中の

「(4)・・・債券運用を行う場合には、別添「荊田町債券運用指針」を遵守する。」

とあります。逆に言えば、この債券運用指針を厳格に忠実に守ることこそが、先の条例、又、法律である地方自治法等の要件を満たす第一義であると思います。

「荊田町債券運用指針」を遵守することこそが条例・法律のきまりをクリアーする「絶対必要条件」であると考えます。この運用指針を無視する債券運用であれば、当然、法律・条例に違反する行為であると判断せざるをえないと思います。さて、本題に戻ります。

①「荊田町債券運用指針」（仮称：旧運用指針とする）

（平成 18 年 9 月 1 日より平成 19 年 11 月 1 日まで適用）

（信用リスクへの対応）項目中に

- ・購入する債券は、国債、地方債の元本償還の確実性の高い債券とする。

（その他のリスクへの対応）項目中に

- ・購入する債券は、新発債、既発債を問わず、残存期間が 5 年を越えない債券とする。

このリスク対応の縛りが・・・問題点であります。

*ユーロ円債とは、ユーロ圏の諸国政府が発行する外国債ではなく、海外で発行された債券の総称を「ユーロ円債」と言います。

ここで注視したいのは、先に記した 6 件の約定日です。

平成 19 年 8 月 8 日約定の 5 億円

平成 19 年 8 月 29 日約定の 5 億円

この二件は「旧運用指針」が適用されるべき時期であり、ユーロ円債及び満期 30 年もののがリスクに対応したものであろうか。

（買えない時）に（買えないユーロ円債）を手当てし、大切な公金、基金を運用している訳です。

<荊田町債券運用指針違反>

更に、新旧の指針から大きく逸脱した事項があります。

② 荊田町債券運用指針（仮称：新運用指針とする）

（平成 19 年 11 月 2 日より現在まで適用）

・債券の優先順位は

- ① 安全性、② 流動性、③ 収益性とする

・信用リスクの対応として

購入する債券は国債等（海外政府及び関係機関債等も含む）で、安全かつ有利と判断された債券とし、最終償還元本は円 100%償還のものに限定する。

・債券価格変動リスクへの対応として、

当該債券は、満期償還期限までの保有を原則とする。ただし、早期償還条項（コール条項）がある場合はこの限りではない。

へ変更されています。この平成 19 年 11 月 2 日よりの適応指針は（ユーロ円債）を運用可能にした変更であり、この文言は、証券会社よりの概要説明書、投資確認書からのそのままの引用です。

新運用指針に、信用リスクへの対応として

・購入する債券は、国債等（海外政府及び関係機関債等も含む）

とあるが、

平成 19 年 8 月 29 日約定の 5 億円

平成 20 年 2 月 1 日約定の 2 億円

平成 20 年 7 月 16 日約定の 2 億円

3 件、9 億円運用の発行体：ゴールドマン・サックスは米国の民間証券会社、ヘッジファンド会社であり、新指針に該当しない発行体である。

＜荏田町債券運用指針違反＞

*発行体とは・・・国内の証券会社等を経由して運用金を預ける組織体。

周知の様に、ゴールドマン・サックスは、金融商品の不正販売問題で米証券取引委員会への和解金支払い及び欧州諸国の信用不安等にて、業績が悪化し、経営の不透明感が一段と強まっています。発行体が破綻すれば、このユーロ円債は、ただの紙クズです。（確認書に明記）又、荏田町が管理する公金について、安全かつ効率的に管理する上で必要な具体的な基準づくりなどについて協議を行うために「荏田町公金管理連絡会議」が設置されています。

会長は、副町長。他会員は庁内部課長クラス 11 名にて構成されています。

・安全な金融機関及び安全かつ効率的な金融商品の選択基準について、

・その他、公金管理に関する必要事項について、・・・・協議を行います。

ここで、先の平成 19 年 11 月 2 日に改正され、現在適応されている「新債券運用指針」は確かに平成 19 年 11 月 2 日、同連絡会議は開催されましたが、同指針の変更協議はされていなかったとのことです。

平成 21 年 12 月議会での副町長答弁、及び平成 22 年 3 月議会での総務部長答弁で明白であり、又、当時の出席委員数名の証言もあります。それでは、ユーロ円債なるもので運用出来る様に「いつ」「誰が」「いかなる理由で」新運用指針を作成し、備え付けたのか。この辺の真実を情報公開請求しましたが、該当文書なしとの回答。

他に多数の疑問点があります。

主たるものとして、

- 1、公文書である保有資産管理台帳を債券購入時に作成、保管規定あり。その記述に、先の平成 19 年 8 月に 2 件、10 億円の運用を約定していますが、「公金連絡会議にて運用指針の変更が承認され・・・」とあります。同年一回しか開催されていない連絡会議は、平

成 19 年 11 月 2 日です。(この件、平成 22 年 6 月 8 日 行橋警察署へ刑事告発、同年 8 月 4 日付にて地検小倉支部にて起訴猶予処分、財政課職員個人名にて)

この判断、不服に付、検察審査会へ審査申立済です。＜公文書虚偽記載及び行使＞

- 2、 本、ユーロ債券に係る投資確認書及び買付約定書(証券会社との契約書)に、本来当然使用捺印されるべき苅田町の公印「苅田町長印」が使用されずに会計責任者印で、6 件中 3 件が処理されています。＜公印規定違反＞
- 3、 情報公開請求において開示された資料の中で、組織的に偽装工作されたとおぼしき資料多数あり。

最後に、一町長・4 年任期の方が、レートの変動によって大きく基金の価値が左右される「為替相場連動債券」を運用するだけの権限があるのであろうか。

「30 年後に元本が戻ってくるから預金と思って下さい。」とのこと。無知・非常識・無責任ではないか。大切な公金、特に目的をもった基金を債券にて運用するにあたって、唯一具体的にかつ、細則な条文として存在しているのが、「苅田町債券運用指針」であり、これは従来より町執行部が表明している「町の内規である」という様な軽いものではないと思う。

自治法、条例、基準等に明記されている公金、基金の管理の方策、あり方を具現化する“きまり”は同債券運用指針のみです。

よって、「苅田町債券運用指針」は苅田町の内規であつても、自治二法、町条例に匹敵、それ以上のものであり、謙虚に遵守する必要があると思う。

同指針に反する基金運用は、苅田町財政調整基金条例、及び苅田町清掃施設建設基金条例、そして更に地方自治法第 241 条 2 項、地方財政法第 8 条違反であると断言致します。

荻田町では、資金管理を厳格にしなければならない「荻田町財政調整基金」及び「荻田町清掃施設建設基金」を原資として、ユーロ円債・アメリカドル及びオーストラリアドル為替相場連動債にて、平成 19 年 8 月 8 日より 6 件 17 億円の基金運用を行っています。この運用は、基金の管理を目的とした各種の法律・条例・基準・指針に離反したものです。（情報公開開示資料等により判明）しかも、この 6 件の債券は、満期 30 年のものであり、いくら元本保証であっても、30 年後の経済、特に物価上昇、インフレ率上昇による貨幣価値を考えると、この目的をもった公金（町民の税金）・基金 17 億円は、ただちに条例、指針に沿った運用へ変換すべきと思います。今回の運用は、あまりにも乱暴かつ法律に匹敵する「荻田町債券運用指針」「荻田町基金条例」を無視した違法行為と判断せざるをえません。

<基金管理に関する自治法・荻田町基金条例運用基準>

1、地方自治法 第 241 条 2 項・・・基金は条例で定める特定の目的に応じ、确实かつ効率的に運用しなければならない。

1、地方財政法 第 8 条・・・地方公共団体の財産は、常に良好な状態において、これを管理し、その所有に応じ最も効率的にこれを運用しなければならない。

1、荻田町財政調整基金条例 第 3 条 1・2 項・・・基金は金融機関への預金その他最も确实な方法・・・

最も确实かつ有利な有価証券に・・・

1、荻田町清掃施設建設基金条例第 3 条 1・2 項・・・基金は銀行その他の金融機関への預金、公債の保有とする。

1、荻田町資金管理並びに運用基準 4 項の（4）・・・債券運用を行う場合は「荻田町債券運用指針」を順守すること。

<荻田町債券運用指針（平成 18 年 9 月 1 日より平成 19 年 11 月 1 日まで適用）>

2－（1）購入する債券は国債・地方債の元本償還の确实性の高い債券とする。

2－（3）購入する債券は新・既発債を問わず残存期間が 5 年を越えない債券とする。

↓

<荻田町債券運用指針（平成 19 年 11 月 2 日より適用）>

2－（1）①債券は国債等（海外政府及び関係機関債等も含む）で安全かつ有利と判断された債券とし、最終償還元本は円 100%償還のものに限定する。

2－（2）債券は満期償還期限まで保有を原則とする。ただし、早期償還条項（コール条項）がある場合はこの限りではない。

2、ユーロ円債・運用リスト

① 米ドル為替連動債

契約額 契約日
5 億円 平成 19 年 8 月 8 日

日興～ノルウェー地方公社

② 米ドル為替連動債

5 億円 平成 19 年 8 月 29 日

前田～ゴールドマンサックス

- ③ 米ドル為替連動債 2億円 平成20年2月1日
前田～ゴールドマンサックス
- ④ オーストラリアドル為替連動債 1億円 平成20年7月15日
日興～ノルウェー地方公社
- ⑤ オーストラリアドル為替連動債 2億円 平成20年7月16日
前田～ゴールドマンサックス
- ⑥ オーストラリアドル為替連動債 2億円 平成20年10月14日
野村～フィンランド地方公社

* ③ 2億円は清掃基金、他①②④⑤⑥ 計15億円は財政調整基金

3、債券運用の開始時、為替相場 及び 金融動向（為替レート：T・T・S法）

